

施工体制台帳(記載例)

施工体制台帳を作成又は変更した日付

修正箇所:ピンク

元請の商号又は名称
工事を担当する事業所名
無い場合は「同上」

【会社名】 **うどん建設株式会社**
【事業所名】 **同上**

元請が受けている建設業許可をすべて記入(業種は略称でも可)

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
建設業の許可	土、建、大、左、と、鋼、舗、園 工業業	大臣(特定)一般 第○○○○号	令和○○年○月○日
	建築 工業業	大臣(特定)一般(和事) 第○○○○号	令和○○年○月○日

元請が発注者と締結した契約書に記載された工事名称と工事内容

工事名称及び工事内容 **県道○○○○線 道路改築工事(第2工区) 土木一式(土工1,000m3、擁壁工50m、舗装工2,000m3)**

発注者との契約書(作成時の最新契約)に記載された工期と契約日

発注者名及び住所 **香川県○○土木事務所長 ○○市○○町○○1-1**

発注者と契約した元請の営業所

工期 **自 令和 7年 4月 15日 至 令和 7年 11月 30日** 契約日 **令和 7年 4月 15日**

一次下請と契約した元請の営業所(元請と同じ場合は「同上」)

区分	名称	住所
元請契約	本社	○○市○○町丁目1-2
下請契約	同上	同上

発注者と契約した元請の営業所及び一次下請と契約した元請の営業所についてそれぞれ記入元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約欄には「同上」を記載する

契約営業所	区分	名称	住所
下請契約	同上	同上	

発注者より通知された監督員名を記載する

健康保険等の加入状況	健康保険の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
		区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
事業所整理記号等	元請契約	本社	XX-XXXX	XX-XXXXX	XXXXXXXXXX		
	下請契約	同上	同上	同上	同上		

一次下請を監督するために元請が監督員を置く場合に記載する。その権限が現場代理人に委任されている場合は現場代理人名を記載する。

発注者の監督員名	権限及び意見 申出方法	契約書記載のとおり
県庁 一郎		契約書記載のとおり

元請の現場代理人名を記載(現場に常駐)

監督員名	権限及び意見 申出方法	契約書記載のとおり
香川 太郎		契約書記載のとおり

元請が置いた主任又は(特例)監理技術者の氏名と専任か非専任の該当する方に○印。監理技術者補佐を配置する場合は非専任に○印。

現代理人名	権限及び意見 申出方法	契約書記載のとおり
香川 一郎		契約書記載のとおり
(特例)監理技術者名 主任技術者名 専任 香川 二郎 非専任	資格内容	一級土木施工管理技士

特定監理技術者を配置する場合、監理技術者補佐の氏名を記載(専任)

監理技術者補佐名	資格内容	資格内容
専任 香川 三郎	一級土木施工管理技士補	一級土木施工管理技士補
専門技術者名	専門技術者名	専門技術者名
香川 四郎		

元請が専門技術者を置いた場合、その氏名と専門技術者の資格、担当する工事の具体的内容を記載する。

資格内容	担当工事内容
実務経験(10年・造園)	植栽工事

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	外国人建設就労者の従事状況(有無)	外国人技能実習生の従事状況(有無)
有 無	有 無	有 無

※当該建設工事に従事する作業員名簿については、(別紙)とする。

■監理技術者・特例監理技術者
 発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は4,000万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となるとともに、主任技術者に代えて、監理技術者を置かなければならない。(法第26条第2項)
 ○営業所の専任技術者は原則として現場の監理技術者にはならない。
 ○監理技術者は、監理技術者資格者証を携帯しなければならない。
 ○請負代金の額が4,500万円(建築一式工事の場合は4,000万円)以上の場合は元請負人、下請負人の区別なく「専任」が求められる。
 ●特例監理技術者を配置する場合(監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合には、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で配置しなければならない)。

大臣許可と知事許可	知事許可:建設業を営もうとする営業所が1つの都道府県の区域内にのみ 大臣許可:建設業を営もうとする営業所が2つ以上の都道府県に所在する場合
一般建設業と特定建設業	一般建設業の許可業者は発注者から直接受注した工事について、総額5,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の下請契約はできない。(特定建設業の許可が必要となる)
建設工事の種類	土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工など29業種 ※建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者以外は、建設業の許可を受けなければならない。(法第3条)
許可の有効期限	建設業の有効期限は5年間

■健康保険等
 (1)健康保険等の加入状況の「保険加入の有無」欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合は「未加入」を、従業員規模等により、各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む
 (2)請負契約に係る営業所の名称について記載する。
 「健康保険・厚生年金保険」
 ・事業所整理番号及び事業所番号を記入(健康保険組合にあつては組合名)を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理番号及び事業所番号を記載する。
 「雇用保険」
 ・労働保険番号(14桁)を記載する。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載する。
 ※経営事項審査や建設業許可申請時の提出書類を参照。《許可:「健康保険等の加入状況」 経審「その他の審査項目(社会性等)」の「労働福祉の状況」》

■配置技術者
 ●主任技術者:建設業者がその許可を受けた建設工事を施工する場合には、元請・下請、請負代金の額にかかわらず工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければならない。(法第26条第1項)
 《資格内容》
 1)下記の実務経験を有する者
 ①高等学校の指定学科卒業後 5年以上
 ②高等専門学校の指定学科卒業後 3年以上
 ③大学の指定学科卒業後 3年以上
 ④上記以外の学歴の場合 10年以上
 2)一級及び二級の国家資格者
 ●監理技術者:下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は4,000万円)以上となる場合に配置しなければならない。(法第26条第2項)
 なお、特例監理技術者を配置する場合(監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合には監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で配置しなければならない)。

《資格内容》
 1)指定建設業の場合(指定建設業:土木一式、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事業)
 ①一級国家資格者
 ②国土交通大臣が①と同等以上の能力を有すると認定した者
 2)指定建設業以外の場合
 ①一級国家資格者
 ②主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上である工事に関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者
 ③国土交通大臣が①又は②と同等以上の能力を有すると認定した者
 ●監理技術者補佐:特例監理技術者を配置する場合には、当該工事現場ごとに専任で配置しなければならない(法第26条第3項)
 《資格内容》
 主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実施経験により、上記の監理技術者の資格を有する者であること。
 なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。
 ●専門技術者:土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これら一式工事を構成する各専門工事を自ら施工する場合は、該工事に関し専門技術者を工事現場に置かなければならない。また、許可を受けた建設業に係る建設工事の附帯工事を施工する場合も同様に該工事に関し専門技術者を工事現場に置かなければならない。
 《資格内容》
 ○資格の要件は主任技術者と同じ。
 ○資格の要件が備わっていれば主任又は監理技術者が兼任できる。

○一号特定技能外国人、外国人建設就労者、外国人技能実習生の記載方法
 出入国管理及び難民認定法の、別表第一の二の表の特定技能の在留資格を決定された者(一号特定技能外国人)、同表の技能実習の在留資格を決定された者(外国人技能実習生)及び同法別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの(外国人建設労働者)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

《下請負人に関する事項》

下請負人の商号又は名称と所在地を記載する	会社名	オリーブオイル工業株式会社	代表者名	小豆 太郎
下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的な内容を記載する	住所	〇〇市 〇〇町 〇〇123-4		
下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記載する	工事名称及び工事内容	県道〇〇〇〇線 道路改築工事(第2工区) 擁壁工50m		
下請負人の受けている許可のうち、 請け負った建設工事に必要な業種 に係る許可を記入	工期	自 令和 7 年 4 月 20 日 至 令和 7 年 6 月 30 日	契約日	令和 7 年 4 月 20 日
下請負人の加入状況	建設業の許可	施工に必要な許可業種 とび・土工 鉄筋	許 可 番 号 大臣 特定 知事 一般 第 〇〇〇〇号	許可(更新)年月日 令和〇〇年〇月〇日
下請負人が現場代理人を置く場合に記載する。 ※置かない場合は記載不要	健康保険等の加入状況	健康保険 (加入) 未加入 適用除外	厚生年金保険 (加入) 未加入 適用除外	雇用保険 (加入) 未加入 適用除外
下請負人が置く主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に〇印を記入 (資格要件は前項参照)	事業所整理記号等	営業所の名称 本社	健康保険 YYY-YYYYY	厚生年金保険 YY-YYYYYY
	現場代理人名	小豆 二郎	安全衛生責任者名	小豆 二郎
	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	小豆 二郎
	主任技術者名	専任 非専任 小豆 三郎	雇用管理責任者名	小豆 太郎
	資格内容	一級土木施工管理技士	専門技術者名	
			資格内容	
			担当工事内容	
	請負代金の額が4,500万円以上の場合は「専任」が求められる			
	一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無
			外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無

※ 当該建設工事に従事する作業員名簿については、(別紙)とする。

※作業員名簿については、下記を記載(建設業法施行規則第14条の2第1項):任意様式

- ①氏名、生年月日、年齢 ②職種 ③健康保険等・国民及び厚生年金等・雇用保険のそれぞれの加入等状況
- ④中退共・建退共の加入状況 ⑤安全衛生に関する教育を受けているときはその内容
- ⑥建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(従事者が希望しない場合は不要)

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- 1 発注者との請負契約書の写し(契約書1枚目の写しで可)
- 2 元請負人と1次下請負人との請負契約書の写し(契約書の代わりに「注文書・請書+基本契約約款」又は「注文書・請書+基本契約の締結が確認できる書面」でも可)
- 3 元請負人の主任技術者、(特例)監理技術者、監理技術者補佐、専門技術者関係書類
 - ①主任技術者又は監理技術者、監理技術者補佐(特例監理技術者を配置する場合)の資格を証する書面の写し(資格者証など)
 - ②上記主任技術者又は監理技術者、監理技術者補佐の雇用を証する書面の写し(健康保険証など)
 - ③専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面の写し(資格者証など)
 - ④専門技術者をおく場合は、その者の雇用を証する書面の写し(健康保険証など)
 なお、雇用を証する書面の写しとして健康保険証の写しを添付する場合は、保険者番号及び被保険者記号・番号・二次元コードについて、マスキングを施して添付すること。

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記載する

- ・建設業許可の有効期限は5年間
- ・契約工事内容と許可内容が一致する必要がある。
- ・建設業許可を保有していない場合は、空白ではなく斜線等で消す。
(許可がない業者は500万円以上の工事を請け負うことはできない)

下請負人が置いた場合、その氏名を記載する。(置かない場合は記載の必要なし)

- 安全衛生責任者:元請負人において、労働災害を防止するために総括安全衛生責任者が選任された場合、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、安全衛生責任者を選任し、その者に統括安全衛生責任者との連絡その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない(労働安全衛生法第16条)

《選任要件》

当該場所の労働者数が常時50人以上(ずい道、橋梁、圧気工法は常時30人以上)の場合は、選任が必要(労働安全衛生法施行令第16条)

- 安全衛生推進者:安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられていない10人以上50人未満(常時使用する労働者数)の小規模事業場の安全衛生管理体制を明確にし、安全衛生水準の向上を図るために安全衛生推進者の選任が義務付けられている。(労働安全衛生法第12条の2)

- 雇用管理責任者:事業主は、建設事業を行う事業場ごとに「雇用管理責任者」を選任し、建設労働者の雇用管理を行うことが求められている。法令上資格は特に必要はないが、建設労働者の雇用管理について責任を持つ立場にあるため、企業内においてある程度の地位にあり、雇用管理に関する相当の実務経験のある方が望ましい。(建設労働者雇用改善法第5条)

下請負人が専門技術者を置く場合に記載する。(置かない場合は記載不要)

- 専門技術者:許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を自ら施工する場合は当該工事に限り専門技術者を工事現場に置かなければならない。
 - 資格の要件は主任技術者と同じ。
 - 資格の要件が備わっていれば主任技術者が兼任できる。

○一号特定技能外国人、外国人建設就労者、外国人技能実習生の記載方法

出入国管理及び難民認定法の、別表第一の二の表の特定技能の在留資格を決定された者(一号特定技能外国人)、同表の技能実習の在留資格を決定された者(外国人技能実習生)及び同法別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(外国人建設労働者)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

■様式の注意事項

1. 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくてもかまいません。
2. 部分は建設業法で定められた記載事項です。
3. 「権限及び意見申出方法」の欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載したうえで書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

■施工体制台帳の作成、提出、閲覧、保管

- 下請契約を締結した場合は、**下請金額に関わらず、施工体制台帳を作成しなければなりません。**
- 施工体制台帳は写しを発注者へ提出することが義務付けられています。(入札契約適正化法第15条第2項)
- 工事目的物の引渡しを行うまでは、施工体制台帳を工事現場に据え置かなければなりません。
- 施工体制台帳の一部は建設業法第40条の3の「帳簿」の添付書類として添付し、**工事の目的物の引渡しの日から5年間保存することが義務付けられています。**